その決議自身が無線通信規則の条項又は脚注で強制的な用語（すなわち「shall」）を使って引用されている場合、そのITU-R勧告又はその一部も、参照によって準用されているとみなされる。

4　非強制的な文書又は非強制的な他の文書を参照している文書は、参照による準用とはみなされない。

5　事例ごとの判断により、もし、強制的な位置付けで参照によって準用することが決定される場合、次の各条項を適用する。

5.1　参照によって準用される文書は、無線通信規則と同等の条約上の位置付けを持つ。

5.2　参照は、（もし適切ならば）文書の特定の部分及び版数又は発行番号を明確に特定しなければならない。

5.3　参照によって準用される文書は、決議事項３の規定に基づいて、権限のあるWRCで採択されるために提出されなくてはならない。

5.4　参照によって準用されている全ての文書は、決議事項５の規定に基づいて、WRCの後で発行される。

6　WRCとWRCの間の期間に、参照によって準用されていた文書（例えばITU-R勧告）が更新された場合、無線通信規則の中の参照は権限のあるWRCで新版を準用することが同意されるまで参照により準用されていた旧版を適用し続ける。そうした手続を検討する体制は決議第28（WRC-03、改）が定めている。

決議第27の第２附属書（WRC-07、改）　参照による準用の適用

無線通信規則の条項に新しく参照による準用を導入しようとするとき又は既存の参照による準用を見直そうとするとき、主管庁及びITU-Rはそれぞれの参照が強制的（すなわち、参照による準用）なものか、非強制的なものかによって、意図した目的に沿った正しい参照の方法が採られることを確保するために以下の事項に注意するものとする。

強制的な参照

1　強制的な参照は明確に関連付けられた用語（すなわち「shall」）を用いる。

2　強制的な参照は明示的、かつ特定して識別する。例えば、「ITU-R勧告M.541-8」

3　もし、参照しようとしている対象が全体として条約上の地位の文書として不適切な場合には、その中の論点となる部分だけに限って参照を行う。例えば「ITU-R勧告Z.123-4の第A附属書」

非強制的参照

4　非強制的な参照又は不確定な参照で非強制的なものとして決定されたもの（例えば参照によって準用されていないもの）は、「should」又は「may」といった適切な用語を用いる。この適切な用語は勧告の「最新版」への参照を意味していると考えられている。これらの適切な用語のいずれも将来のWRCで変更される可能性がある。

決議第27の第３附属書（WRC-12、改）　ITU-R勧告又はその一部の参照による準用を承認するWRCでの採用手続

参照される文書は、全ての主管庁がITUの言語で協議を行うのに十分な時間的余裕をもって代表団に提供される。それぞれの主管庁に対し、当該文書の写し一部が、会議の文書として提供される。

各WRCの間の期間において、参照によって準用される文書の一覧並びに参照によりそのようなITU-R勧告を統合した脚注及び決議を含む規則上の規定の相互参照一覧が、各委員会によって制定され、維持されていくものとする。この一覧は会議の間変更されるのに伴い会議文書として公表される。

それぞれのWRCが終了した後、無線通信局と事務総局は無線通信規則を現行化する。そこには、前条の文書に記録された会議での変更に沿った参照により準用する文書をまとめて提供する可能性がある。

改　決議第42（WRC-12、改）　付録第30号及び第30A号で規定される周波数帯に対する第二地域の放送衛星業務及び固定衛星（フィーダリンク）業務における第二地域の暫定システムの使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第二地域における放送衛星業務の計画に関する地域主管庁会議(1983年ジュネーブ)は、決議第２（Sat-R2)の規定に基づく暫定システムの実施のための規定とともに、12.2-12.7GHzの周波数帯における放送衛星業務のプラン及び17.3-17.8GHzの周波数帯における関連フィーダリンクのプランを策定したこと。

b)　これらのプランにおける割当ての実施に当たって、第二地域の主管庁は段階的方法を採用すること及び当初は第二地域のプランに掲げる特性とは異なるものを使用することがより適当であると判断することができること。

c)　第二地域の一部の主管庁は同一の軌道位置から２つ以上の業務区域をカバーするために又は２つ以上の業務区域をカバーするビームを使用するために、宇宙システムの共同開発において協力する可能性があること。

d)　第二地域の一部の主管庁は、同一の軌道位置から２つ以上のフィーダリンク業務区域をカバーするために又は２つ以上のフィーダリンク業務区域をカバーするビームを使用するために、宇宙システムの共同開発において協力する可能性があること。

e)　暫定システムはこれらのプランに悪影響を与え、また、これらのプランの実施及び展開も妨げてはならないこと。

f)　暫定システムで使用される割当ての数はいかなる場合にも使用が延期されている第二地域のプランに掲げる割当ての数を超えてはならないこと。

g)　暫定システムはいかなる場合にも第二地域のプランに掲げられていない軌道位置を使用してはならないこと。

h)　暫定システムは自国の宇宙及び地上業務が影響を受けると考えられる全ての主管庁の同意なしに導入してはならないこと。

i)　WRC-2000は付録第30号及び第30A号に規定する周波数帯における業務間の共用のために、第一地域及び第三地域のダウンリンク及びフィーダリンクのプランを改正し、規則手続、保護基準及び計算方法を伴うリストを創設したこと。

j)　WRC-03は、付録第30号及び第30A号に規定する周波数帯における業務間の共用のために、規則手続、保護基準及び計算方法を変更したこと。

以下を決議する。

付録第30号及び第30A号の規定が効力を有する限り、主管庁及び無線通信局はこの決議